



栃木県公報

平成30(2018)年
7月24日(火)
第3006号

目次

告 示

○解除予定保安林	621
○道路の区域の変更	622
○道路の供用開始	622

公 告

○県営土地改良事業に係る換地処分	622
------------------	-----

告 示

栃木県告示第398号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成30(2018)年7月24日

栃木県知事 福田 富一

I

- 解除予定保安林の所在場所
鹿沼市上南摩町字川原2035-1（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
水害の防備
 - 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 解除予定保安林の所在場所
鹿沼市上南摩町字川原2035-1（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
水害の防備
 - 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

III

- 解除予定保安林の所在場所
鹿沼市上南摩町字川原2035-1（次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的
水害の防備
 - 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年7月24日から同年8月22日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年7月24日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 県道

路線名 一般県道 小来川文挾石那田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
149	前	鹿沼市板荷1828-4 から 鹿沼市板荷1805-3 まで	21.1 ~ 30.4	54.6	
	後	鹿沼市板荷1828-4 から 鹿沼市板荷1805-3 まで	22.8 ~ 31.0	54.6	

栃木県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成30（2018）年7月24日から同年8月22日まで一般の縦覧に供する。

平成30（2018）年7月24日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
27	主 要 地 方 道 那 須 黒 羽 茂 木 線	芳賀郡茂木町大字河井1420から 芳賀郡茂木町大字河井1380-1 まで	平成30（2018）年 7月24日
27	主 要 地 方 道 那 須 黒 羽 茂 木 線	芳賀郡茂木町大字河井1241-8 から 芳賀郡茂木町大字河井1129-1 まで	平成30（2018）年 7月24日
27	主 要 地 方 道 那 須 黒 羽 茂 木 線	芳賀郡茂木町大字河井1768-2 から 芳賀郡茂木町大字河井1809-4 まで	平成30（2018）年 7月24日
149	一 般 県 道 小来川文挾石那田線	鹿沼市板荷1798-2 から 鹿沼市板荷1898-1 まで	平成30（2018）年 7月24日

(道路保全課)

公 告

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営中山間高原（上伊佐野）地区土地改良（区画整理）事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成30（2018）年7月24日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 換地処分の年月日
平成30（2018）年7月6日
- 2 換地処分の内容

平成30（2018）年4月6日付け栃木県告示第196号で公告した換地計画のとおり。

（農地整備課）